

庄内みどり農協 県指導無視

知事「詳細把握せず」

庄内みどり農協(酒田市)

の玉米販売代金訴訟を巡り、農協が個人情報漏えいや提訴妨害を繰り返したとして山形県弁護士会からは正勧告を受けた問題で、吉村美栄子知事は6日、農協が県の指導・助言を事実上無視し、今年春ごろまで組合員に提訴しないよう働き掛けていたことについて「担当部署から報告を受けておらず、詳細は把握していない」と述べた。定例記者会見で質問に答えた。

県団体検査指導室による

と、県は2016年、組合

員から農協が訴訟参加予定の組合員らの名簿を勝手に作り、理事らが戸別訪問しているとの相談を受けた。県は個人情報適切に取り扱うよう農協に助言したが、その後の対応は確認していなかった。

農協側は県に、戸別訪問は提訴妨害ではなく、提訴するかどうかの意思確認だったという趣旨の説明をしたため、県は当時、農協の行為を提訴妨害に当たるとは認識してなかった可能性があると

いう。

村山雄典室長は「弁護士会の勧告は真摯に受け止め、県としてやるべきことはやっていく」と話した。

規定通りの対応 組合員側求める

庄内みどり農協の組合員側は6日までに、個人情報保護のために農協が自ら定めた規定に基づいて対応す

るよう求める要望書を田村久義組合長に提出した。

要望書は2日付。農協の「個人情報取扱規程」に基づき①収集した個人情報の破棄②所管行政庁や農協理事会などへの報告③被害を受けた組合員への通知または公表④苦情・相談窓口の設置などを早急に実施するよう要請した。

さらに訴訟参加予定者のリスト作成や予定者への戸別訪問を指示した人物を特定するよう求めたほか、農協の監事による監査の実施も要求した。要望書への回答期限は9日に設定した。